**障害福祉サービス事業者（療養介護）実地指導調書**

事業所の名称：　　　　　　　　　　　　　　　実地指導日：平成　　年　　月　　日（　）　　指導担当者氏名：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例平成24年12月21日鳥取県条例第71号鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例をここに公布する。鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例目次第1章　総則(第1条―第4条)第2章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第5条・第6条)第3章　療養介護(第7条・第8条)第4章　生活介護(第9条・第10条)第5章　短期入所(第11条・第12条)第6章　重度障害者等包括支援(第13条・第14条)第7章　自立訓練(第15条・第16条)第8章　就労移行支援(第17条・第18条)第9章　就労継続支援(第19条・第20条)第10章　就労定着支援（第21条・第22条）第11章　自立生活援助（第23条・第24条）第12章　共同生活援助(第25条・第26条)第13章　多機能型の特例(第27条)附則第1章　総則(趣旨)第1条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。(定義)第2条　この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。(指定障害福祉サービス事業者の要件)第3条　法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。(一般原則)第4条　障害福祉サービス事業を行う者は、法第1条の2の基本理念にのっとり、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスを提供するよう務めなければならない。2　障害福祉サービス事業を行う者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた障害福祉サービスに関する計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより提供するサービスの向上に努めなければならない。第3章　療養介護(基本方針)第7条　療養介護は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。(基準)第8条　療養介護に係る法第80条第1項の条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、別表第2の中欄のとおりとする。2　療養介護に係る指定基準は、別表第2の右欄のとおりとする。3　前2項に定めるもののほか、療養介護に係る最低基準及び指定基準は、療養介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。別表第2(第8条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
| 従業者の配置 | 1　次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。(1)　管理者(2)　医師(3)　看護師、准看護師又は看護補助者(4)　生活支援員(5)　サービス管理責任者2　従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上であること。3　管理者は、医師であること。4　管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。5　生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。 |  |
| 設備 | 1　利用定員が20人以上であること。2　病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えること。3　前号の設備は、専ら当該事業所の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。4　非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。 |  |
| サービスの開始 |  | 1　正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。2　サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、人数及び職務の内容(3)　利用定員(4)　サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額(5)　サービスの利用に当たっての留意事項(6)　緊急時等における対応方法(7)　非常災害対策(8)　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類(9)　虐待の防止のための措置に関する事項(10)　従業者の勤務体制(11)　その他サービスの選択に資する重要事項 |
| 個別支援計画 | 1　サービス管理責任者に個別支援計画を作成させること。2　個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業(以下「アセスメント」という。)を行い、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。3　アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。4　個別支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等の意見を聴くとともに、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。 |  |
| サービスの提供 | 1　利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。2　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。3　感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。4　事業所ごとに、サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めておくこと。5　非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。6　利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 | 1　サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。2　利用者から日用品費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。 |
| 記録の作成及び保存 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録並びに事故等への対応の項の中欄第3号及び第5号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 | サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | 1　従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。2　利用者又はその家族の情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。3　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。4　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。5　苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。6　社会福祉法第56条第1項の規定による検査等に協力すること。 | 1　法第10条第1項、第11条第2項又は第48条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。2　前号に定めるもののほか、利用者からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力すること。 |

 | 審査適：否適：否適：否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則平成25年3月29日鳥取県規則第18号鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則をここに公布する。鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(趣旨)第1条　この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。)第6条第2項、第8条第3項、第10条第3項、第12条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、第24条第２項、第26条第２項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (定義)第2条　この規則において「常勤換算」とは、常勤でない従業者の1週間の勤務時間の合計を常勤の従業者の1週間の勤務時間数(32時間を下回るときは、32時間)で除す方法により、常勤でない従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算することをいう。2　前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び条例で使用する用語の例による。(療養介護の基準)第4条　条例に定めるもののほか、療養介護に係る最低基準は、別表第2の中欄のとおりとする。2　条例に定めるもののほか、療養介護に係る指定基準は、別表第2の右欄のとおりとする。この場合において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設で同法第24条の2第1項の指定を受けているものについては、同項に規定する指定入所支援と一体的に療養介護のサービスを提供するときは、同表従業者の配置の項及び設備の項に掲げる基準を満たしているものとみなす。別表第2(第4条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
| 従業者の配置 | 1　従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。(1)　医師　病院として必要な人数(2)　看護師、准看護師又は看護補助者　サービスの単位(サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度等に応じて1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算をして利用者の数を2で除した人数以上(3)　生活支援員　サービスの単位ごとに、常勤換算をして利用者の数を4で除した人数以上。ただし、看護師、准看護師又は看護補助者が常勤換算をして利用者の数を2で除した人数を超えて置かれている場合は、その超える人数を生活支援員の人数に含めることができる。(4)　サービス管理責任者　利用者の数が60人以下の場合にあっては1人以上、60人を超える場合にあっては利用者の数から60を控除した数を40で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上2　生活支援員及びサービス管理責任者は、専らその職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。3　サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。4　管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。 |  |
| 設備 | サービスの単位ごとの利用定員は、20人以上とすること。 |  |
| サービスの開始及び終了 |  | 1　別表第1サービスの開始及び終了の項(第4号及び第5号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。2　サービスの提供を開始し、又は終了したときは、開始又は終了の年月日その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載すること。 |
| 個別支援計画 | 1　計画には、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載すること。また、他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を含めるよう努めること。2　計画の作成に当たっては、サービスの提供に当たる従業者等による会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求めること。3　計画を作成したときは、当該計画を利用者等に交付すること。4　計画の作成後、当該計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次号において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該計画を点検し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。5　モニタリングに当たっては、利用者等との連絡を継続的に行うこと。また、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接するとともに、定期的にモニタリングの結果を記録すること。6　計画の変更については、計画の作成に準ずること。 |  |
| サービスの提供 | 1　利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。2　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。3　利用者等から徴収できる費用は、サービスの提供に要する費用のほか、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者等から徴収することが適当であるものに限ること。4　利用者等から費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対して、その使途及び額並びに徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。5　個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。6　懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。7　サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。(1)　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。(2)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。(3)　他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。8　利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。9　利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行うこと。10　利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行うこと。11　利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。12　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。13　前3号に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行うこと。14　事業所内では、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせないこと。15　利用者のためのレクリエーション行事を適宜行うよう努めること。16　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。17　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めること。18　管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、当該事業所の従業者に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせること。19　事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。20　事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。21　職員の資質の向上のための研修の機会を確保すること。22　利用定員を超えてサービスの提供を行わないこと。ただし、災害の発生、虐待を受けた者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。23　感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。24　事業の運営に当たっては、地域住民による自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。 | 1　介護給付費又は療養介護医療費が支払われるサービスの提供に対する対価については、基準額及び健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額(以下「基準額等」という。)とすること。2　介護給付費又は療養介護医療費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額等との間に不合理な差額が生じないようにすること。3　利用者等から費用を徴収したときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付すること。4　2以上の指定障害福祉サービス事業者のサービスを利用する利用者等からそれぞれの事業者に支払う額の算定についての依頼を受けたときは、その額を算定して市町村に報告するとともに、当該利用者等及び他の事業者に通知すること。5　法第29条第4項又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により利用者に代わって介護給付費又は療養介護医療費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該介護給付費又は療養介護医療費の額を通知すること。6　介護給付費又は療養介護医療費が支払われないサービスを提供した場合は、その提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。7　サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。(1)　正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。(2)　偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。8　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。9　サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、サービスの内容に関する情報の提供を行うよう努めること。10　他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。 |
| 記録の作成及び保存 | 条例別表第2記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。(1)　決算書類　30年間(2)　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　10年間(3)　(1)及び(2)に掲げる書類以外の記録　5年間 | 1　条例別表第2サービスの提供の項の右欄第1号の記録は、5年間保存すること。2　サービスの提供の項の右欄第7号の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、5年間保存すること。 |
| 事故等への対応 | 1　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、必要な措置を講ずること。2　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 | 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力すること。 |

備考　この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日平均の人数(新規に事業を開始する場合は、その推定数)をいう。 | 審査適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 |

注）「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成２６年１月２３日障発０１２３第２号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）における各「主眼事項及び着眼点」に留意すること。

　　また、自立支援給付費に関しては、同「主眼事項及び着眼点」の「介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」の該当項目を中心に実施すること。